

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

令和〇年〇月〇日

種 類 (地区名・区分)		面 積	建築物の容積率 の最高限度 (注 1)	建築物の容積率 の最低限度	建築物の建蔽率 の最高限度 (注 2)	建築物の建築面 積の最低限度	壁面の位置の 制限 (注 3)	備考
高度利用地区 (自由が丘東地区)	Aゾーン	約0. 5 h a	7 5 / 1 0	2 0 / 1 0	6 / 1 0	2 0 0 m ²	4. 0 m	自由が丘東地 区第一種市街 地再開発事業 施行区域
	Bゾーン	約0. 3 h a	5 5 / 1 0	2 0 / 1 0	6 / 1 0	2 0 0 m ²	4. 0 m	
	Cゾーン	約0. 1 h a	4 5 / 1 0	2 0 / 1 0	6 / 1 0	2 0 0 m ²	4. 0 m	
	小計	約0. 9 h a	—	—	—	—	—	—
	(注 1) 建築物の容積率の最高限度の特例 1 建築物の敷地面積の規模による限度 敷地面積が 5 0 0 m²未満の建築物にあっては、下記の数値を限度とする。 Aゾーン 1 0 分の 7 0 Bゾーン 1 0 分の 5 0 Cゾーン 1 0 分の 4 0 2 建築物の用途による限度 育成用途（注 4）に供する部分の床面積の合計の敷地面積に対する割合が 1 0 分の 3 未満である建築物にあっては、1 0 分の 1 5 を減じる。 3 建築物の敷地内に設ける空地の規模による限度 敷地内に設ける広場等（地区計画に関する都市計画に定めるものに限る。）の空地面積の合計が敷地面積の 1 0 分の 1 未満である建築物にあっては、1 0 分の 1 5 を減じる。 4 地上部及び建築物上の緑化率による限度 東京における自然の保護と回復に関する条例及び同施行規則に規定する緑化基準に基づき算出した緑化率が 3 5 %未満である建築物にあっては、1 0 分の 0. 6 を減じる。 (注 2) 建築基準法第 5 3 条第 6 項第 1 号に該当する建築物にあっては、1 0 分の 2 を加えた数値とする。 (注 3) 壁面の位置が制限された区域においては、門、塀、広告物、看板その他歩行者の通行の妨げになるような工作物（これらの壁面線の前面道路路面の中心から高さが 2. 5 m 以上の部分に設けるものを除く。）を設置してはならない。ただし、次に掲げるものについて							

	はこの限りではない。 1 横断防止柵等の歩行者の安全性を確保するためのもの 2 通行上支障がない植栽柵等の緑化施設、街路灯、電線類地中化に伴う変圧器等 3 通行上支障がないにぎわい創出に資するオープンカフェ等の運営上必要で撤去可能なテーブル・イス等 4 その他公益上必要なもの (注4) 育成用途 促進すべき育成用途は商業施設、業務施設、住宅施設（新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針の質の高い住宅に準じた施設に限る。）とする。	
目黒区内のその他の既決定地区	面積	位置
(上目黒二丁目地区)	約1.2ha	目黒区上目黒二丁目、三丁目各地内
(上目黒一丁目地区)	約1.4ha	目黒区上目黒一丁目地内
(大橋地区)	約3.8ha	目黒区大橋一丁目地内
小計	約6.4ha	
合計	約7.3ha	

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由：自由が丘東地区第一種市街地再開発事業の都市計画決定に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。

変更概要

番 号	変更箇所	変更前	変更後	面 積	備 考
1	目黒区自由が丘一丁目地内	指定なし	高度利用地区 (自由が丘東地区)	約0. 9 h a	

東京都市計画高度利用地区
自由が丘東地区 計画図1(区域図)

〔目黒区決定〕

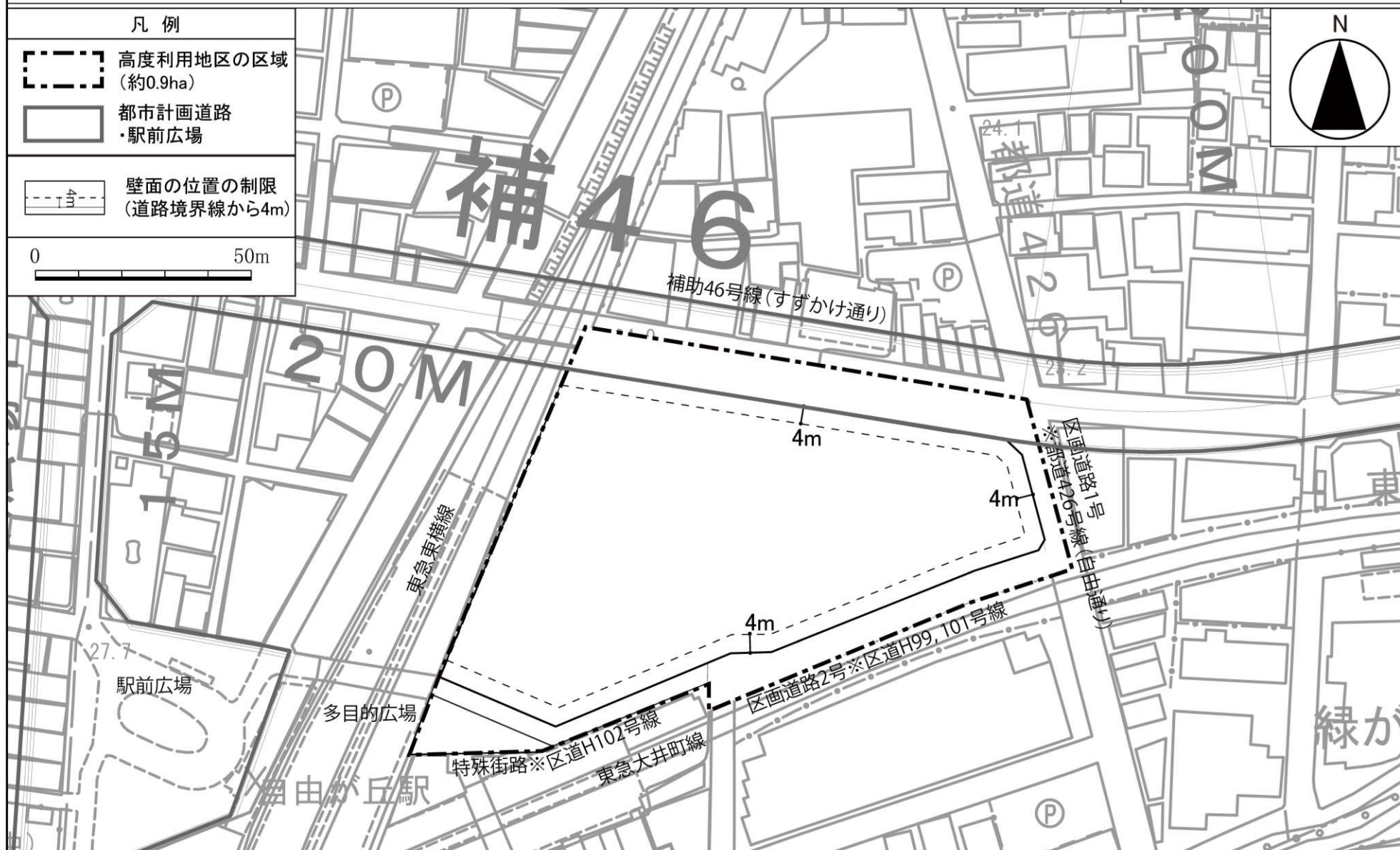


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 06-K110-1 号)、令和 6 年 6 月 6 日 / (承認番号) 6 都市基街都第 81 号、令和 6 年 5 月 30 日 / 無断複製を禁ず。

東京都市計画高度利用地区

自由が丘東地区 計画図2(壁面の位置の制限)

〔目黒区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 06-K110-1 号)、令和 6 年 6 月 6 日 / (承認番号) 6 都市基街都第 81 号、令和 6 年 5 月 30 日 / 無断複製を禁ず。